

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月27日月曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414717)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703270000414717  
受信日付: 2017/03/27 16:43:51

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

スルホキサフロルの発がん性試験(評価書 p. 41-45)では500 ppm 投与群の雄において肝細胞腺腫の発生頻度が有意に増加したが、遺伝毒性試験(評価書 p. 49-51)では陰性であり、発生頻度増加の機序検討試験(評価書 p. 52-54)でも遺伝毒性によるものではないことが示唆され、肝細胞腺腫の発生頻度増加は遺伝毒性によるものではないと解釈されています。

発がんに関する最近の Science の論文 (Tomasetti and Vogelstein, Science, 355:1330, 2017) で、がんを引き起こす突然変異の3分の2は幹細胞のDNA複製におけるエラーに由来するものであり、環境中の変異原によるものではないことが示唆されています。したがって、DNAに傷害を及ぼす遺伝毒性に比重を置いて発がんの危険性を推定することは適切ではないと思います。今回の評価で、スルホキサフロルに遺伝毒性が無いに関わらず、高投与量とは言え、がんの発生を増加させたことは、遺伝毒性が無い被験物質の発がんの危険性を評価する際の新たな問題を示しています。がん化や悪性化進展に多くのエピジェネティックな過程が含まれることはがん研究において既に広く知られています。スルホキサフロルは、特定のアッセイ系ではヒト nAChR に対してアゴニスト作用を示しません。nAChR に対する結合性はラットよりも10倍高いことがわかっているので(評価書 p. 57-58)、ヒトにおいてはラットよりも強力に何らかの生理作用を有することはまず確実です。これらの背景から、スルホキサフロルがDNAに傷害を及ぼさない非遺伝毒性物質であっても、ヒトでがんを引き起こす危険性はこれまでよりもさらに慎重に評価されるべきだと思います。具体的には、通常の発がん性試験だけでなく発がんプロモーション実験も行なうべきではないでしょうか。もちろん、発がんプロモーション実験の必要性はスルホキサフロルに限ったことではなく、今後全ての被験物質に適用すべきだと思います。

また、上述のように nAChR に対するスルホキサフロルの結合性はヒトではラットよりも10倍高いことがわかっているので、ヒトでのスルホキサフロルの許容値はラットを用いた実験結果から決定された許容値の10分の1以下を採用すべきだと思います。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354601

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月31日金曜日 0:35  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415694)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415694  
受信日付: 2017/03/30 22:39:31

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコチノイド系農薬スルホキサフロルの残留基準値の設定に反対する。

1. ヒト胎児に悪影響を及ぼす可能性: スルホキサフロルのラット発生毒性試験では死産、低体重、四肢や骨形成、尿管形成の奇形が確認されている。ネオニコチノイド系農薬はニコチン類似構造をもち、生物で重要な働きをしているニコチン性アセチルコリン受容体 (nAChR) に作用するが、なかでもスルホキサフロルは、ラット、ヒトを含む哺乳類の胎児型 nAChR $\gamma$  に対する結合性が示され、ことにヒトではラットの約 10 倍強い結合性が確認されている。一方、スルホキサフロルはラット nAChR $\gamma$  に対し結合性と共に興奮作用があるが、ヒト nAChR $\gamma$  に対し結合性は高いが興奮作用 (アゴニスト活性) が起きないことから、ラットで起こった異常はヒトでは起こらないと、農薬評価書やダウケミカル研究者らの論文では、簡単に結論を導いている。興奮作用を起こさずとも、nAChR に強い結合性を持ち毒性を発揮する物質は、強毒物質である  $\alpha$  ブンガロトキシンなど多々あり、スルホキサフロルがヒト胎児にラットで起こった異常よりも大きい異常を起こす可能性は十分考えられる。元々、胎児型 nAChR $\gamma$  は胎児の筋肉形成に大変重要で、その遺伝子に異常があると、胎児は致死に至るか重篤な奇形を伴った多発性翼状片症候群を起こすことが分っている。従ってスルホキサフロルはヒト nAChR $\gamma$  に結合しその作用を阻害して、胎児の発達に障害を起こす可能性が高い。さらにラットを用いた系で、スルホキサフロルは母胎を通して胎児に侵入しやすく、乳汁中にも検出されることが評価書でも確認されており、ヒトでも母胎、母乳を通して胎児、新生児が曝露する可能性がある。ネオニコチノイドに類似構造を持つニコチンは、子どもの発達に多様な異常を引き起こすことが分っており、上述したように安全性が確認されていない農薬は認可されるべきでない。仮に認可されるとしたら、ラットの試験から得られた無毒性量から換算する、ADI の安全係数 100 を通常より厳しく 1000、もしくは 10000 にすべきである。
2. ヒトで発がんを起こす可能性: 成獣では、スルホキサフロル長期投与でラット雄に肝臓腫瘍の発症と精巣腫瘍の増大が見つかり、マウスでは雌雄で肝臓腫瘍発症が確認されている。遺伝毒性はないとしているが、発がんを促進するような物質は、例え低用量でも農薬として不適切で、残留規準をさらに低く設定する必要があると考える。
3. 農薬残留規準が緩すぎる: 農薬残留規準の設定も常食する多種類の果菜で非常に緩く、推定摂取量 (TMDI) の対 ADI 比は幼小児で 83.9% で、安全の目安とされる 80% を超えているのは問題である。妊婦では TMDI の対 ADI 比は 41.1% だが、胎児では感受性が高いことが予想されるため、設置予定の残留規準を厳しくする必要があると考える。日本人が主菜としている米の残留規準も 1ppm の設定案は高すぎる。1 で記載したように、ADI の設定も下げるべきで、それに合わせた安全な推定摂取量を検討してほしい。

4. 複合毒性が調べられていない：2016年に発表された論文では、国内の3歳児の尿を調べると、何らかのネオニコチノイド系農薬は約80%に、有機リン系とピレスロイド系農薬は100%と極めて高率に検出されている。検出値はそれぞれ低用量ではあるが、ネオニコチノイド系農薬の複合曝露、有機リン系やピレスロイド系農薬の複合曝露が実際に起こっているのに、複合曝露の毒性試験は一切されておらず、安全性が確保されていない。その上、さらに新たな農薬スルホキサフロルの登録認可を押し進めるのは納得できない。世界では、米国小児科学会、国際産婦人科連合、WHOなどが、農薬曝露による子どもの健康障害を懸念して、公的に警告を出している。国内でも農薬についてはもっと慎重に精査する必要がある。国民の健康・安全を守る立場の食品安全委員会には、その先頭に立ち、農薬の安全な使用適用について追求して行って頂きたい。

参考：1. スルホキサフロル農薬評価書 2014年10月 食品安全委員会

2. Ellis-Hutchings, et al. Crit Rev Toxicol. 2014;44 Suppl 2:45-62.

3. Osaka, et al. Environ Res. 2016;147:89-96.

3. Council On Environmental Health. Pediatrics. 2012;130(6):e1757-63.

4. Di Renzo, et al. Int J Gynaecol Obstet. 2015;131(3):219-25.

5. WHO, <http://www.who.int/ceh/publications/endocrine/en/>

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355451

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月16日木曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703160000412725)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703160000412725  
受信日付: 2017/03/16 20:41:31

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

私は、スルホキサフロルの使用について深刻な懸念を表明するとともに、農薬への登録を見合わせるよう、以下に意見を申し述べます。

私はコミュニティ・デザインを専門とする研究者で、現在、██████████などをフィールドとして教育・研究・実践の任に就いております。周知の通り、██████████は大農業県であり、██████████一円の食材を一手に担っていると申しても過言ではありません。

そうした食材の生産の場である畑地の多くは居住地の近隣にあることが多く、このような環境下で、実験用ラットで死産、低体重、催奇形性(四肢、骨形成、尿管)が確認されているスルホキサフロルを用いることは人体への影響を深く懸念せねばなりません。

また、スルホキサフロルは、哺乳類の胎児の発達に重要な胎児型ニコチン性アセチルコリン受容体 $\gamma$ に結合性を示し、特にヒトではラットより約 10 倍も結合性が高いことが明らかになっています。こうしたスルホキサフロルの特性は実験用ラットよりも強くヒトの胎児に悪影響を及ぼすのではないのでしょうか。

現在、政府は地方創生のスローガンの下で豊かな地方を創る諸政策を強力に推進しており、こうした取組みは地域コミュニティを研究対象とする小職からみても高く評価できるものであり、そうした施策に沿うべく持続可能な開発目標達成へのアプローチを試みております。しかしながら、スルホキサフロルの使用を前提とする政策展開は豊かな地方創生へのこれまでの努力を水泡に帰するおそれがあります。1つの国難とも表現できる少子化についても改善への障害となることが懸念されます。

私の研究の射程外の問題ですが、派生する事が予想される問題が地域の力を削ぐことになりかねないと思い、意見を申し述べる次第です。どうか、スルホキサフロルを農薬に登録することは止めて下さい。以上

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000352404

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415640)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415640  
受信日付: 2017/03/30 17:15:29

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルの残留基準値案に関して、意見を提出します。なお、残留基準値が設定されると、事実上、当該農薬の使用が可能となり、環境へ放出されることとなるため、ミツバチや生態系への影響に関わる事柄も含めて意見を提出します。

### 【1】 残留基準値の根拠とした人への毒性評価について

1) 残留基準値は、農薬評価書の耐用一日摂取量 (ADI) をもとに決定されていますが、以下の理由から当該農薬の毒性はもっと高い (強い) ものと評価すべきであり、提案されている残留基準値は高すぎます。

ラットによる発生毒性試験ではスルホキサフロルを母ラットに与えると、生まれた仔ラットに、死産、低体重、手足の形成異常などが起きていることが確認されています。また、農薬評価書によれば、胎児の筋肉に主に発現に発現するヒト胎児型ニコチン性アセチルコリン受容体 $\gamma$ に強い結合性を示し、その強さはラット胎児型ニコチン性受容体 $\gamma$ に比べ、約10倍も高いとされています。安全係数を今の100ではなく、少なくとも子どもについては1000として安全性評価は見直すべきです。

なお、ヒト胎児型ニコチン性アセチルコリン受容体 $\gamma$ の結合性が強いことについて、農薬メーカーの論文やその結論をそのまま採用した評価書では、ヒトではアゴニスト (興奮) 作用を起こさないことをもって、ラットで見られる発達異常は起こらないとしています。それは、興奮作用はないけれど強い阻害作用を示す強毒物質は多くあることを考えれば、悪影響がないと結論する根拠としては不十分です。

スルホキサフロルはヒト胎児に悪影響を及ぼす可能性が高いとみて、ADI や残留基準値を設定すべきです。併せて、発達神経毒性や環境ホルモン作用については検査手法が確立していないこと、また複合影響については確認されていないことも考え、すくなくとも ADI は1/10 以下とし、それに沿った残留基準値案とすべきです。

2) 農薬評価書では、毒性評価に2010年以前の論文が使用され、そのなかでも農薬メーカーによるものが中心で、未公開のものも多く見られますが、それ以降に出されている毒性に関する第三者による研究結果を、残留基準値の設定にあたりどのように検討したのか、あるいはしなかったのか、説明してください。

[次に続く]

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355401



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月16日木曜日 14:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703160000412642)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703160000412642  
受信日付: 2017/03/16 12:37:46

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について  
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]  
連絡先電話番号: [REDACTED]  
利用者メールアドレス: [REDACTED]  
提出意見:

下記の文章は、長崎大学環境科学部の教授、戸田清さんのものです。私を書くより正確なので、これを提出します。

ヒトにマイナスの影響のあるスルホキサフロルを許可する根拠を、教えてもらいたいです。

新しいネオニコチノイド系農薬であるスルホキサフロルの認可に向けた残留基準値の設定に反対します。そもそもネオニコ系農薬は、[REDACTED]らの「昆虫に効くが人間(やその他脊椎動物)への健康影響はない(ほとんどない)」との虚偽宣伝によって20世紀末から普及が始まったものです。[REDACTED](クロチアニジン)をはじめ多くのネオニコは有機塩素化合物であり、「煙草のニコチンの毒性を強めたもの」です。『農業評価書 スルホキサフロル』(食品安全委員会2004年)を見ると、スルホキサフロルは有機フッ素化合物であり、やはり有機ハロゲン化合物となるので、生物界への影響が懸念されるどころです。ネオニコはコリン作動性神経に作用しますが、標準的な教科書として知られる石井象二郎『昆虫生理学』(培風館1982年)にも、脊椎動物の運動神経末端や昆虫の中枢神経内でアセチルコリンが神経伝達物質として使われると明記されています。欧米でミツバチなどへの影響についての懸念からネオニコの規制強化がはかれるなかで、日本では規制緩和ばかりか、今回のように新たなネオニコの認可をはかることには大きな疑問があります。

前掲の『農業評価書 スルホキサフロル』においても、ラットの動物実験での胎児への影響が記載されています。ニコチン・アクションのアセチルコリン受容体への結合性はヒトのほうがラットの10倍も高いことも指摘されています。にもかかわらずメーカーのダウ・ケミカルは人間への影響について根拠なく安全宣言をしています。そもそもダウ・ケミカルは[REDACTED]とならんでベトナム枯葉作戦における除草剤の軍事利用に協力した会社であり、多くの公害事件を起こしています。ミツバチの大量死にネオニコの稲への使用が寄与していることを農水省も認めているのに、スルホキサフロルは稲にも使えることになっています。これまでネオニコは鳥類への影響が研究者によって指摘されていますが、スルホキサフロルも鳥類への安全性は保証されていません。

参考文献 拙稿「ネオニコチノイド系農薬について」戸田清『核発電の便利神話』長崎文献社2017年、所収。

マリー・モニク・ロバン『モンサント』戸田清監修、作品社 2015 年

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000352297

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月27日月曜日 18:06  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414776)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703270000414776  
受信日付: 2017/03/27 18:00:47

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

[REDACTED]がいます。子どもに安全、安心な食べ物を食べさせたい、と思っても、日本の消費者には選択肢が多くないのが現状です。

加えて、子どもの栄養を考え、野菜や果物を多く与えたいと思っても、日本の青果に許容された残留農薬基準は、国際的には基準とさえ呼び難いレベルで放置されています。基準値策定の根拠にさえ疑問符が着く始末。

日本の農産物の競争力をとの政府の掛け声も肩透かしに、海外の残留農薬基準に抵触するため、中には基準値オーバーで他のアジア諸国からすら、突き返される現状。日本は農薬の人体実験と諸外国から嘲笑されていることを政府はどのように考えているのでしょうか。

少子化が叫ばれる中、未来の日本を担う子どもたち。農薬は子どもたちの精神の発達に悪影響を及ぼす可能性が高い、と、脳神経関係の研究結果や、欧米の小児科学会などから指摘されています。日本にとって宝の人材である子どもたちの健全な精神と身体の育成を阻む危険のある農薬をこれ以上、解禁しないことを強く求めます。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354649

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月28日火曜日 0:35  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703270000414816)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703270000414816  
受信日付 : 2017/03/27 22:16:28

案件番号 : 495160437

案件名 :  
「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について  
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : XXXXXXXXXX  
住所 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
氏名 : XXXXXXXXXX  
連絡先電話番号 : —  
利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホキサフロルは、動物実験で、奇形や死産。骨や尿管の形も異常が現れることが確認されている農薬です。スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあり、胎児が無事に発達できない可能性があります。そして、人間の胎児への影響がラットより10倍も強く出ることが懸念されます。これからの子ども達がより安全に成長できるように、人の健康への影響が懸念されるネオニコチノイド系農薬の使用中止を求めます。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354682

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月28日火曜日 0:35  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414835)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414835  
受信日付: 2017/03/28 00:16:19

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について  
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]  
連絡先電話番号: [REDACTED]  
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

未知の化学物質を世界に先駆けて導入し、日本の国民・国土を実験台に晒してきてしまった今までの行為を、官公庁・政府は何も感じないのですか？

日本を潰すおつもりですか？

東京オリンピックも迫る中、日本の食材が一番危険とも言われている。これは、放射能があるからというよりも、化学合成農薬、化学肥料、化学合成除草剤の多種・多様・大量使用に暴露された農畜産物ばかりだからである。放射能と同様、汚染の状態は目に見えない。放射能の方がまだ、産地で判断でき、その産地で収穫されたものを放射線測定器で判断可能だが、化学物質に汚染されている農畜産物は確認のしようがない。

がんや難病の治療薬であれば、十分な安全性を確認しなくとも、差し迫った重病への対応というその緊急性と副作用が多少あろうが、その効果を優先するため、世界に先駆けての早期日本導入は理解できる。さらに人体で治験まで行っている。

それに対して、化学物質(農薬・肥料・除草剤等)はまず、人体・環境に対して、有害との前提で、十二分な事前検証が必須であり、世界に先駆けて導入する必要は全くない。しかも、治療薬は治験があるが、これら物質が体内に取り込まれた場合の治験も行えない中、より慎重に検証・確認を重ねて、本当に害が一切ないと確定してから導入すべきである。すでに現在のネオニコチノイド系、フィプロニル系農薬で害があるにも関わらず、日本では未だ使用禁止になっていないのは何事であろうか。

最近、日本人に奇病・難病・奇形・精神疾患・アレルギー等が非常に増えているのは、これらの化学物質に暴露されてきたからとも言えるかも知れない。ネオニコチノイド系の田畑への空中散布で、子どもたちが異常行動を起こしたことは有名である。また、事実、最近、急激に虫が消えた。花にハチや蝶が飛んで来ないし、カブト虫もあかりに飛んで来ないし、クヌギの樹液にいない。夜の灯りに飛来する蛾も激減し、こがね虫もいない。トンボもいなくなった。野鳥のひとつがい当たりの雛数も急激に減り、雛の主食である昆虫の体内に蓄積された化学物質が食物連鎖で雛や親鳥に影響していることを否定することはできない。

日本の国土は、放射能汚染と同様な目に見えない化学物質汚染状態で、人も動物も住めない環境になってしまっつつある。

改めて、言います。日本を潰すおつもりですか。日本人の農薬による健康被害による健康保険財政の破綻⇒国家財政の破綻、国土汚染、国民健康被害、不妊による少子化・・・。

今回のスルホキサフロル残留基準ゼロは当然のこと、ネオニコチノイド系・フィプロニル系農薬の完全使用禁止・回収措置を決定すべきである。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354696

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月28日火曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414888)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414888  
受信日付: 2017/03/28 11:04:42

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ネオニコチノイド系農薬の危険性が科学的にも証明されているのにも関わらずその使用をむしろ増加させているこの国は、国自体が病気になるのではないのでしょうか。

私は現在■■■■■■ですが、自分の国がこのような事を進めているという事実を知り、とても残念に思っています。欧州ではその使用がどんどん禁止されているのに、なぜ日本はいつもこういうところで遅れをとっているのでしょうか。この国は薬を使いすぎです。狂っています。恥ずかしいです。

私たちの世代のことも考えて、農薬その他化学物質使用量は極力減らしてください。若い世代は身体に悪影響を受けやすいのはもちろん、美容にも良くないです。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354740

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月28日火曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000414932)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000414932  
受信日付: 2017/03/28 14:40:15

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ████████

住所:

氏名: ██████

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

今の子ども達は、食品添加物や農薬によって昔の子どもからは考えられないほどに健康的ではありません。

今の60~70代より上の方々は、その親達が農薬や添加物などない自然な食物を多く摂取していたおかげで根本的に健康とのことです。

妊娠は最高のデトックスと言われるように、重金属を含む毒物は胎盤に入り、胎児へと移行されます。

60代くらいの方々も高度経済成長が過ぎてからは毒物にまみれた不自然な食物を取っている方が多いでしょう。

なので、その方々の子どもの世代は、親よりも身体が健康的ではないのです。

さらにその子ども世代、その子ども世代…と続いていくにつれて、どんどん健康的な身体からは遠ざかっていくのです。

今、転んでも手をつけずに顔を怪我する子どもがたくさんいます。

もっとひどくなると反射的に目をつむれずに眼球を傷つけるそうです。

昔より体格は良くなっても、骨がスカスカで折れやすかったり、アレルギー持ちだったり、見た目ではなく中が不健康なのです。

子ども達の身体を良くして、輝く日本を作りたいです。

ですので危険な農薬を使用した食物に流通して欲しくないです。

これ以上、不要で劇物の農薬を承認して欲しくないです。

日本人を動けない民族にしていきたいのですか？

日本を気に入って住んでくれる外国人の健康を奪いたいのですか？

そんなに利益が大事ななんて、悲しすぎます。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No: 0000354773



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月28日火曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703280000415034)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703280000415034  
受信日付: 2017/03/28 20:23:34

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

食品安全委員会が、スルホキサフロルを含め 農薬の人の健康へのリスクを調べて一日耐用摂取量を決めている「農薬評価書」を作成するにあたり参考にしているのは、米国の農薬メーカー「ダウ・ケミカル社」による論文ですよね。この論文では、根拠もなく安易に、“ラットでは影響がでたけど人間は大丈夫”、信じられない結論づけがされた上、さらに食品安全委員会もその結論を採用しているという。だいたいネオニコ系農薬は、ミツバチの大量死を引き起こす原因だと科学的に証明されて アメリカ・ヨーロッパでは禁止になっていってる流れですよね。根拠もない、サンプル検体数も少ない、リスク回避原則を守る姿勢も見えない、こんな現状で基準値設定→規制緩和→解禁なんて、許されません。健康・幸せを願うまっとうな日本国民は望んでいません。絶対反対です。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354880

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月29日水曜日 14:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415219)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415219  
受信日付 : 2017/03/29 13:08:24

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について  
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████  
住所 : ████████████████████  
氏名 : ██████████  
連絡先電話番号 : ██████████  
利用者メールアドレス : ████████████████████  
提出意見 :  
ネオニコ系農薬の解禁に反対します  
胎児への影響が強くなるのが懸念されます

現代、ただでさえ アレルギーの子供などが増加してます。  
その原因はいろいろなものがあり複合的なものとは思いますが、  
原因の一つに毎日口にする食物の農薬があります。  
母親が接種していた食物の農薬が蓄積されてその子供の身体に影響を及ぼす  
そのまた子どもにはさらに大きな影響が現れる  
自分が良ければいい、ではなく、子供たち、さらにその子供たちの未来の健康のことをしっかり考えていただきたく  
思います。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355027

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415581)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415581  
受信日付 : 2017/03/30 10:02:32

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について  
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

当該農薬は公的試験において、アブラムシに対する防除効果が非常に高い評価を得ています。生産現場においては農作物安定生産および農業者所得向上に向け期待されております。つきましては円滑な登録認可をよろしく願いいたしたい。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355327

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月18日土曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703180000413088)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703180000413088  
受信日付 : 2017/03/18 14:33:08

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████████████████ ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

農薬スルホキサフロルについては、食物残留等の判定については厳正に判断されるべきだと考えます。ただ作物栽培現場での農薬スルホキサフロルの必要性・期待度も高いものがあります。特に水稻栽培における主要害虫であるウンカ類(特にトビイロウンカ)については、多数の登録農薬が有りながら栽培現場で有効な農薬に限られています。近年の栽培においてのウンカ防除では、ジノテフラン(商品: ██████████)に頼っております。ジノテフランの抵抗性発現の抑制、ウンカ防除の向上の為に必要な剤の為、栽培現場を考慮した判断をお願い致します。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000352856

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月29日水曜日 14:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415260)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415260  
受信日付: 2017/03/29 13:51:49

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所: ■■■■■

氏名: ■■■■■

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ただの意見ですが。

そもそも、人間の欲望を満たそうとして、逆に人間(心身)に害を及ぼす本末転倒な、間違った所業・人間の営みの全てに気付き、認め、改める潔さが必要と思います。

国家運営(国民の生命・財産を守ることが責務である)を任されている政府・行政のお役人の方々には、特にその賢明さが求められると思います。それができる(学力・学歴だけでなく)あらゆる面で優れた人達の集団だと思って税金を託しているわけです。

発達神経への害は無いと評価されたようですが、果たしてそう断言できるのでしょうか？

その評価は本当に万人が信頼できるものなのでしょうか？

これだけ世界的に危険視されてい薬品ですが、その薬品がなければ、日本の農業が、国家経済が立ち行かなくなるものなのでしょうか？

安易に“追随”するだけでは能が無いのではないのでしょうか？

日本政府には、日本国民にとって本当に良いと思われる慎重な決断を、当然ではありますが、望みます。

他国、他国企業、一部国内企業を利するくらいしか意味を持たないような決断は、避けて然るべきと思います。

登録反対です。

もうネオニコチノイドはいりません。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355059

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415439)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703290000415439  
受信日付 : 2017/03/29 18:55:41

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあります。そうすると、胎児が無事に発達できない可能性があるのです。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されます。

そういった危険性があるものを、子どもや孫に食べさせたいのでしょうか？

企業の利益の方が大事なのですか？

持続可能な選択を望みます。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355222

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415484)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415484  
受信日付: 2017/03/29 21:52:17

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

殺虫剤や防腐剤の使用は人類の滅亡に関わります。人類は自然の中で自給自足をしていました。遺伝子はそれらに適した生き方で発達してきました。戦後 70 年の便利で快適な、望む物は全て叶えるのが科学の発達と考えられています。生き物に人工的な物質が加わると生き物の本来の抵抗力を失い消滅してゆきます。多くの生き物が絶滅し、残っている物も絶滅危惧種になっているのも同じで、人間が関係しています。有害ではないとされても、今持っている遺伝子は異物として排泄作用が働きます。排泄機能は終始その方にエネルギーを使っていると、危険物が入って来たときの力が少なく、病気に成ります。如何に微量でも、全てが排泄できなければ、蓄積が起こり、従来の細胞活動にじゃまになります。昔無かった病気、戦前と戦後の罹患率を見ると明らかと思います。花粉症、癌の発症率等考慮して、真剣に対策を立てないと、取り返しの付かない事態に成ると考えられます。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355259

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月29日水曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415487)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415487  
受信日付: 2017/03/29 22:00:34

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

有害な農薬の規制緩和や認可は、私たちの子供達にも自分たちの健康にも悪影響を与えます。ヨーロッパを見習って  
もっと自分たちの体を大事にするよう法律で取り締まるべきだと思います。企業利益優先で命を大事にしない方向を  
やめてください。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355261



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 0:35  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415512)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415512  
受信日付: 2017/03/29 22:40:16

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

スルホキサフロルの使用承認に対して反対します。まず、人間の胎児はラットより結合性が高く、毒性の影響が高くなるとの指摘があります。ラットで奇形が出ているのであれば、胎児にも奇形のリスクがあるのではないのでしょうか。日本はどのような農薬が使われたか検証しづらく、知らずに妊娠期や乳幼児に摂取させる懸念を考えると、とても賛同できません。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355273

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 0:35  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703290000415538)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703290000415538  
受信日付: 2017/03/29 23:26:16

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

沈黙の春にしてはならない。子供の身体への影響はわかってからではとりかえせない。農薬メーカー、産業界の主導にしないで農水省は矜持をもって取り組んで!

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355292

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 14:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415610)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415610  
受信日付 : 2017/03/30 13:36:30

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

スルホキサフロルの使用を禁止してください。ラットよりヒトの方が胎児の奇形などの影響が強く、ラットやヒト以外にも多くの生き物にとって毒でしかありません。特に作物の受粉にとって必要なミツバチの数が減っている原因にあげられています。国民や他の生き物が健康に過ごせる環境作りに尽力してください。よろしく申し上げます。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355359

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415613)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415613  
受信日付: 2017/03/30 14:07:41

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス:

提出意見:

2017年3月30日

厚生労働省御中

スルホキサフロルの残留基準設定に係る意見

私たち [REDACTED] は、[REDACTED] を理念に、[REDACTED] が安心して安全な生活を願う活動をすすめている [REDACTED] です。[REDACTED] では生活者(消費者)の暮らしと健康を守るために、生産者とともに食べものの安全性にこだわり、産直運動をすすめ、日本の食料自給率向上を目指しています。スルホキサフロルの残留基準設定について以下、要望いたします。

記

(1) ネオニコチノイド系殺虫剤の拡大に反対します

ネオニコチノイド系殺虫剤は、近年増加している小児の発達障害などとの関連が指摘されています。貴省は国民の健康を預かる立場から、この問題にどのように対応されるのでしょうか。ネオニコチノイド系殺虫剤の許可を今以上に広げることは、さらに被害を広げることになりかねませんので、残留基準を設定することに反対します。

(2) 安全性の確認が不十分です

スルホキサフロルに関する食品安全委員会の評価は、発がん性の報告があるにも関わらず、遺伝毒性に基づくものではないことが示唆される、としてADIを設定しています。催奇形性の報告があるにも関わらず、ラットに特異的と強引に評価しています。神経障害との関連については、この動物実験でどの程度評価できているか不明です。種差を考慮して安全側に慎重に評価しようという姿勢が欠如しています。大変不十分な評価で、このまま残留基準を設定することは不適切であると考えます。

以上

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355367

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415617)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703300000415617  
受信日付 : 2017/03/30 15:09:56

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について  
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████  
住所 : ████████████████████  
氏名 : ██████████  
連絡先電話番号 : ██████████  
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコチノイド系農薬のスルホキサフロルは、使用しないで欲しい。  
聞くところによれば、ラットの試験で胎児の正常な発達を阻害する結果が出ており、米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社の論文では、“ラットでは影響がでたけど人間は大丈夫”、と安易に結論づけているが、実際には人間の胎児への影響のほうが大きいと言われている。  
このような間違っただ論文を信じる我が国の農薬の残留基準値の決め方は、そもそも国際的にかなり緩いと言わざるを得ない。  
経済協力開発機構 (OECD) 諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められているそうだが、日本では2,3サンプルが一般的で、今回のスルホキサフロルでも8サンプル以上のデータ要件をみたしてない聞いた。  
ミツバチは小さな昆虫に過ぎないが、この数が激減しているという事実は、地球上の生態系が狂っているという証拠であり、これは何を意味するのか。  
人間も地球上に生きる一生物でしかなく、この生態系 (循環する環境) が狂えば自らの生命に危機が迫ることをもっと真剣に考えるべきである。  
最も恐ろしいのは水の汚染である。  
日本は水資源に恵まれた土地であるがゆえに、その安全性に愚鈍となっていないか。これ以上、ミツバチなどの小さな生命から、更には自分の子供や子孫を傷つけないよう、厳しい農薬基準により対処して欲しい。  
よろしく願います。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355374

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月30日木曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415615)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415615  
受信日付: 2017/03/30 14:57:27

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について  
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

安倍政権の目指す方向性と逆行していませんか?

ご存知のとおり海外でのネオニコチノイド系をはじめとした農薬は、禁止される傾向にあります。みつばちの減少問題でその原因結果は統計的に明らかです。オーガニック農産物を減らす方向にある使用基準設定では安倍政権の目指す食の安心・安全を高めながら国際競争力を高める方向性と逆行しておりませんか?

見識・博識ある先生方、厚生労働省職員の皆様は、次の世代の赤ちゃんや母親たちに誇れる生態系を残すことを基準設定の最重要指針にされていることと存じますが、いかがでしょうか?

食品中に残留する農薬基準の緩和は、赤ちゃんへ大きな影響が懸念されます。

食品中に残留する農薬基準の緩和は、訪日外国人旅行者が持っている日本ブランドを失墜させます。悪い『忬度』をする必要はないのではないのでしょうか?皆様の生態系を守ろうとご尽力ご努力こそが、基準を決定し日本国人口減少に歯止めをかけ、真の国際競争力を勝ち取るものと存じます。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355373

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月31日金曜日 0:35  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703300000415695)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703300000415695  
受信日付: 2017/03/30 22:41:45

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

認知症や子供達の発達障害等に影響のある農薬の使用を絶対にやめて下さい。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000355452



2017. 03. 26

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部基準審査課 残留農薬等基準審査室 パブリックコメント担当宛

## 「スルホキサフロルの残留基準設定について」のパブリックコメント

●スルホキサフロルを承認しないよう求めます。

・政府が考えているよりも人の健康に深刻な毒性があり、特に子どもへの影響が心配です。

スルホキサフロルは動物実験(ラット)で、死産や前足・後ろ足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されている農薬です。

スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあります。そうすると、胎児が無事に発達できない可能性があるのです。しかも、人間のほうが実験動物(ラット)の場合より、約10倍も結合性が強いというので、人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されます。

現在の残留基準値案が作られる過程ではその点を考慮されていません。

日本の内閣府の「食品安全委員会」は、スルホキサフロルを含め、農薬の人の健康へのリスクを調べて一日耐用摂取量(ADI)を決めています。が、食品安全委員会が参考にしているのは米国の農薬メーカーのダウ・ケミカル社による論文。この論文では、根拠もなく安易に、“ラットでは影響がでたけど人間は大丈夫”、と結論づけていて、食品安全委員会もその結論を採用してしまっています。

人のほうがラットより10倍も結合性が高いのならば、1日の許容摂取量(ADI)は今のものより厳しく1/10～1/100にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきです。

・ミツバチや花粉を運ぶ野生の虫など生態系への悪影響がまったく検討されていません。

・日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際的にかなり緩く農薬の残留実験が厳密に行われていません。経済協力開発機構(OECD)諸国では、作物ごとに8サンプル以上のデータをとることが求められているのに、日本では2つか3つというのが一般的。今回のスルホキサフロルでも、8サンプル以上のデータという要件をみたしたものは一つもありません。この点は、今月8日に国会(衆議院農林水産委員会)でも問題にされました。

以上の理由によりスルホキサフロルを承認しないよう求めます。

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月14日火曜日 14:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703140000409012)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703140000409012  
受信日付 : 2017/03/14 13:57:33

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコ系農薬を増やす必然性は無いので、基準値は全て0.01ppmとしてください。

スルホキサフロルは動物実験(ラット)で、死産や前足・後ろ足の奇形をひき起こしたり、骨や尿管の形も異常が現れたりすることが確認されており、人間の胎児への影響が懸念されると内閣府の「食品安全委員会」が、スルホキサフロルの人の健康へのリスクを調べた報告書「農薬評価書」に載っているのに、ダウ・ケミカル社による論文では、根拠もなく安易に“人間は大丈夫”、と結論づけていて、食品安全委員会もその結論を採用するのはおかしい。アメリカに隷従して、国民の健康を弄ぶのはやめてほしい。

また、水質や水の中の生物への影響や、花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点からも登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきです。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000349768

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月15日水曜日 8:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703150000410147)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703150000410147  
受信日付: 2017/03/15 03:31:52

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

私は食品中のスルホキサフロル残留基準を下げることに断固反対です。

この基準設定は、私たち国民の体に大きな悪影響を及ぼすだけでなく、環境へのダメージが非常に大きいと思います。自然の生態系に影響を及ぼすことは、地球全体、もちろんそこに住む私たち人間に影響は跳ね返ってきます。今日の前の利益や効率を求めて、長期的な影響を考えないという思考はもう終わりにすべきです。今生きている人たちが良ければいいという短絡的かつ未来の地球と人間に対して非道徳的な行動を、私たちは見逃すことはできません。本当に、その基準は必要なのか、改めて考えるべきだと思います。これ以上、地球も生態系も人間も壊してはいけないことは明らかです。

どうか、検討のほど宜しくお願い致します。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000350561

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月15日水曜日 14:06  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703150000410732)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703150000410732  
受信日付: 2017/03/15 13:14:55

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名:

連絡先電話番号: -

利用者メールアドレス:

提出意見:

ヨーロッパでも拒否されているネオニコチノイド系の農薬は子供にとっては劇薬です。自然界においても何一ついいことはありません。これ以上増やさないで下さい。子供の悲しい疾患を起こす前に、最大限の努力をお願いします。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No: 0000350974

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月19日日曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703190000413164)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703190000413164  
受信日付 : 2017/03/19 16:32:45

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について  
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 :   
住所 :   
氏名 :   
連絡先電話番号 :   
利用者メールアドレス :   
提出意見 :

の と申します。

と専門家が毎年山に入って調査した結果ですが、数年前から山の中に動物や昆虫や川魚など全くいない異常事態が起きています。地元住民に話を聞くと昔は川には魚が溢れるくらい泳いでたけど、今は川魚も動物も昆虫もほとんど見ないと言っていました。専門家によるとネオニコチノイド系の農薬散布が原因でないかと言ってます。グリーンピースのマガジンで読んだのですが、専門家の実験で農薬を使った野菜を食べた家族とオーガニック野菜を食べた家族の尿検査をしたら明らかな違いがあり農薬を使った野菜を食べた家族に農薬反応が出てる事が証明されます。

年々日本が癌の発生率が高くなってると、今や2人に1人が癌になり3人に1人が癌で亡くなってるのはネオニコチノイドやその他の農薬が大いに原因だと自分は思います。

正直農薬を使った野菜は食べたくないし自分の家族も周りの人達も農薬を使った野菜は食べたくない言ってるし怖くて野菜はほとんど買えない。

では農薬を使わない自然農法で野菜を作ってますが、シソのエキス散布など、農薬を使わなくても虫が付かない方法は色々あります。農薬よりもコストかからないし安心安全です。

今すぐネオニコチノイドやその他の農薬を取り止めてください！人々の安心と健康のためにも罪のない野生動物、全ての生命のためにも将来の子供たちのためにもどうかお願い致します！

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000352936

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月18日土曜日 8:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703180000413049)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703180000413049  
受信日付 : 2017/03/18 07:59:26

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

人間の胎児への影響がラットよりも強くでることが懸念されるなど心配です。お墨付きも米国の農薬メーカーの論文だとか。本当に安全なんでしょうか？

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000352812

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月18日土曜日 14:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703180000413066)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703180000413066  
受信日付: 2017/03/18 12:07:22

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: -

住所:

氏名: XXXXXXXXXX

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

化学物質過敏症で農薬に苦しめられています。これ以上農薬を増やさないで下さい。

農薬使用量世界1~2位、アレルギー患者、発達障害数トップクラスは大問題です。恥ずべきことです。

食品関係は有機農法、自然栽培、に力をいれ、住宅建築や公園、道路など環境全てにも化学農薬を使わない方向にしてください。世界は無農薬の方向に向いています。オリンピックに農薬大国では誰も来ません。国民の健康第一に考えて下さい。世界で禁止の農薬を今認証する必要はいま全く無いはずです。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No: 0000352827

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414420)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414420  
受信日付 : 2017/03/25 15:26:12

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

当該事案について、グリーンピースジャパン様から以下の見識が示されております。

「OECD 諸国では、測定した数値から残留基準値を決める共通の計算プログラムがあって、客観的に残留基準値を算出することになっています。しかし日本では、多くの場合計算ではなく、「経験則」で残留基準値を決めている、というのです。・・・」こちらの詳細についてはグリーンピースジャパン様が展開されている広告媒体での同事案記載内容に文面を譲りますが、

もしそのようなこと、またはそれと同等とみなされるようなことが事実であれば、それは指摘される問題点が払拭されているものとは言えず、安全性が担保されていないので、当該事案の実施強く反対するものであります。また現行基準においても同じ観点から見直すべきものであることも主張いたします。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354361



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月18日土曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703180000413089)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703180000413089  
受信日付 : 2017/03/18 14:38:39

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

ネオニコ系農薬について反対の意を示します。ラット実験で影響が見られたが人体には影響がないというような結論は結論ではないと思いますし、ラットに影響があって人体には影響がないはずがないです。オゾン層が破壊された原因はいったい何だったのでしょうか。過去の経験から学んでみるいい機会ではないのでしょうか。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000352857

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月21日火曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703210000413451)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703210000413451  
受信日付 : 2017/03/21 21:51:19

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

スルホキサフロルは死産や前足後ろ足の奇形、骨や尿管の異常が動物実験で表れていると聞いています。ラットよりも人間の受容体に結合しやすいという話も聞いていますので、認可しないでほしいです。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000353356

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月23日木曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703230000413971)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703230000413971  
受信日付 : 2017/03/23 20:24:13

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████████████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

生殖試験評価について :

ラットの発生毒性試験において観察された胎児の四肢や骨格異常等の発現を機序検討試験の結果から、ラット胎児期に特的に発現するニコチン受容体に起因すると考察している。

しかし、機序検討では、暴露時期と影響の関係を確認しているのみで、胎児の発生異常の機序が本剤の子宮内暴露による nAChR に対する薬理作用が関連する根拠データはない。また、遺伝子 CHRNG の変異により多発性翼状片症候群による奇形を発生すると記載されているが、本化合物で認めた奇形の型と一致しない。評価不十分である。

発がん性試験評価について :

2種の動物実験で肝腫瘍の発現が認められている。このように発癌リスクの高い化合物を認可するには、既存品の代替品がない場合に限られるべきである。その観点からリスクマネージメントの評価が欠落している。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000353897

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号 : 201703250000414329)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414329  
受信日付 : 2017/03/25 11:13:29

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████

提出意見 :

私は医療関係の仕事をしてたので、健康に関する関心が高く色々勉強したり調べたりしていました。その途中で、食物が与える健康への影響が大きい事を知りました。そして食を勉強していき、農薬が環境や人体に与える影響を知りました。今、消費者は無農薬農業の在り方へと意識が高まっています。

私や周囲の友人達にはそれが最早常識化しています。

農薬への関心を持たない人は無知だという程、みんな本当に真剣に健康や地球環境の事を考えています。

どうか農薬を使わない方向へ方向転換して下さい。

無農薬農業での成果は既にあちこちで出ています。

一地球住民として、切に要望します。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354298

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414344)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414344  
受信日付 : 2017/03/25 11:49:21

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

スルホキサフロルは、今問題が指摘されているネオニコチノイド系農薬のひとつだと聞きました。農業技術の革新も大切かとは思いますが、生態系、さらには人間の神経系にまで影響を及ぼす薬剤を農業において認めることは、農地や飲料水・空気を含めた国土、そして国民の健康や成長を危険にさらし、国力を衰退させる行為だと考えます。どうぞ厳正かつ慎重な議論をお願いいたします。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354309

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414353)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414353  
受信日付 : 2017/03/25 12:04:59

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :

スルホキサフロルはニコチン性受容体 $\gamma$ への結合性が確認されており、人間に安全である保証はなく、特に胎児への影響が懸念される。農薬残留基準も、数ppmから6ppm程度を設定している農産物が多く、このような危険な農薬の登録は決して許してはならない。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354315

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414358)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414358  
受信日付: 2017/03/25 12:16:51

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

日本の農薬の残留基準値の決め方は、国際的にかなり緩いと知りました。EU など、多くの国々が「国民の健康」「安全な農業」「持続可能性」を優先させ、予防措置的に“疑わしきはNO”という選択をしているのに、日本は何を優先しているのか、誰のための規制かと憤りを感じています。

国民の安心と安全、健康を最優先することで超高齢化社会の時代に、あらたな産業、経済の可能性を拓いていってください。

ありがとうございます。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354320

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414376)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414376  
受信日付 : 2017/03/25 13:20:02

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

日本の農薬基準は、甘すぎる。

これからの子どもたちのため、働き盛りの私たちのために毎日口に入れる野菜は農薬基準をもっと徹底するべき。

農家の現状は、日本が定めた農薬量でやっているから『安全』と断言する、頭の悪い人たちが多く。それは、私は口が定めた農薬散布基準のせいだと思う。

安全といいながら、自分たちはそれを食べない、農薬散布時には徹底的に防御してやる。

これは自分たちが良ければそれで良いって考えです。

これからの子どもたちが健康に豊かに暮らすためにはまずはここから改善すべきです。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354335



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414373)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414373  
受信日付: 2017/03/25 13:17:58

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ██████████

住所: ████████████████████

氏名: ██████████

連絡先電話番号: ██████████

利用者メールアドレス: ████████████████████

提出意見:

私は日本の食品中の農薬(スルホキサフロル)は使用禁止になっていたと思ってました。が勘違いしてました。まだ使っていたのですね!米国において平成28年10月に使用方法の変更されたからといってなぜ日本も追随するのですか?

OECDの計算プログラムでは、残留農薬値を決めるために、1つの農薬について同じ作物の試験データが8つ以上必要としています。日本でのスルホキサフロルの試験データは1つか2つ、多くても4つだけ。OECDが定める8検体を満たした作物は1つもないのです。日本もこの基準に追随すべきです。

毎年日本人のガンになる確率は増え続ける報道がなされますが、やはり口からはいる食品の質に問題があるのではないのでしょうか?

米国企業の利益のために日本人健康が脅かされても良いのですか?

米国の戦略・農薬、種、遺伝子組み換え食品、抗がん剤、生命保険のサイクルにはまっていけないよう断固として基準緩和に反対いたします。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354334

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414382)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414382  
受信日付 : 2017/03/25 13:26:02

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス : ██████████

提出意見 :

スルホキサフロルの解禁に反対します。動物実験で奇形などの異常が見つかり、しかも人への影響はさらに大きいと言われていること。残留基準値を決める際の検体の少なさ、検査が当のメーカーによって行われていることなど、食の安全を守るうえでの検査が甘いこと。ヨーロッパなどで危険が指摘され、禁止されていることへの不安の解消がなされていないことなど、まだまだ説明不足、検査不足で解禁に踏み切れる状態とは言えないと思います。TPPが棚上げされた今だからこそ、安全を守るために拙速な解禁は避けるべきと考えます。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354338



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414415)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414415  
受信日付: 2017/03/25 14:49:53

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]  
連絡先電話番号: [REDACTED]  
利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

”未来の子供たちのために”

私どもは無農薬栽培野菜・果実をより良いものに安心して生きていける事を趣味的に農業を楽しみながチャレンジしております。

自分自身何度も命拾いさせて頂き感謝しておりますが、孫たちも4人もおり一人は生まれて間もなく自閉症とわかり何が原因か定かではありませんが、生まれて半年もしない子供に二回も肺と心臓手術と言う大病でした。「病院の技術力も感謝ですが」

入院中病院に行きますと同じ子供たちが、沢山おられショックでたまりません。

オリンピックかねて有機食品が求められている事も耳にいたします、もっと有機商品を広めて農薬基準をEUなどの基準にして頂き、食品添加物同様お願いいたします。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354357

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414428)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414428  
受信日付 : 2017/03/25 15:55:22

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について  
宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████  
住所 : ████████████████████  
氏名 : ██████████  
連絡先電話番号 : ██████████  
利用者メールアドレス : ████████████████████

提出意見 :  
欧米では、癌患者がドンドンへっている。  
それにくらべて、  
日本は増加の一途！

様々な要因はあるだろうが  
農薬漬け野菜が多いことも原因の一つ！

国民の健康を考えてください！  
関連企業への天下り、断固反対！！

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354365

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414417)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414417  
受信日付: 2017/03/25 14:55:51

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

子供に野菜を食べなさいと言えません。

私達も小さい時親に野菜を食べなさいとしつこく言われて育った筈です。

残留農薬の事を考えると怖くて子供に野菜を食べさせられません。

でも食卓にはサラダを出します。

こんな辛い食材はありますか？

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354359

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414411)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414411  
受信日付: 2017/03/25 14:47:46

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

スルホキサフロルは動物実験で、奇形をひき起こすことが確認されています。

人間に対しても、特に胎児に影響が出るようで、人間のほうが実験動物(ラット)より、約10倍も影響が出やすいと  
いう専門家の意見もあるのに、今回の残留基準値案はその点が考慮されていないので、ぜひ基準値を見直して、出来  
ればこの農薬を認めないでいただきたいです。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No: 0000354355

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414422)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414422  
受信日付 : 2017/03/25 15:51:28

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ████████████████

連絡先電話番号 : —

利用者メールアドレス :

提出意見 :

命を繋ぐために食べている食物に関して、食品添加物、農薬の基準を世界基準にしてください。特に小さな子供たち  
にとって影響が大きいです。少子高齢化と言いながら、日本の将来を担う子供たちが健康でなければなりません。今  
のことだけでなく未来を見据えた政策をお願いします。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354363



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414432)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703250000414432  
受信日付: 2017/03/25 16:26:42

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

厚生省は人様の健康を守るのが命題でしょう。なのに身体に良くない物ばかりを指定したり推薦したりまるであべこべな政策ばかりやっているようです。自然な物以外は身体に入れて良い訳がありません。

人間重視の政策に取り組んでください。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No: 0000354369

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月25日土曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703250000414464)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703250000414464  
受信日付 : 2017/03/25 20:38:32

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ██████████

住所 : ████████████████████

氏名 : ██████████

連絡先電話番号 : ████████████████████

利用者メールアドレス :

提出意見 :

農薬の基準値を厳しくすべきです。

毒であると明確に分かっています。

子供の将来を考えれば、土壌汚染環境破壊生物殺傷を

引き起こす農薬の使用を抑えるべきです。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354388

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414501)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414501  
受信日付: 2017/03/26 09:14:36

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]  
住所: [REDACTED]  
氏名: [REDACTED]  
連絡先電話番号: [REDACTED]  
利用者メールアドレス: [REDACTED]  
提出意見:

ネオニコ系農薬スルホキサフロルの新残留基準値に反対します。  
スルホキサフロルは、胎児の発達に重要な受容体と結合して、作用を阻害するはたらきがあります。そうすると、胎児が無事に発達できない可能性があるのです。ニコチン性アセチルコリン受容体を阻害して殺虫効果を示すスルホキサフロルはヒト胎児型ニコチン性アセチルコリン受容体 $\gamma$ (胎児の筋肉に主に発現)に結合性を示し、その強さはラット胎児型ニコチン性受容体 $\gamma$ に比べ、約10倍も高い。人のほうがラットより10倍も結合性が高いのならば、1日の許容摂取量(ADI)は今のものより厳しく1/10~1/100にするべきで、残留基準値ももっと低く見直すべきです。また、水田で散布するネオニコなどの農薬が、ミツバチの大量死を引き起こす原因と判明しているにもかかわらず、さらにスルホキサフロルの使用も承認されようとしていることは、ミツバチにとって、新たな脅威が追加されることになってしまいます。この点からも、花粉媒介生物を含む生態系への影響の観点から登録を保留する基準や枠組みができるまで、問題の農薬の承認や使用を中止すべきです。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354425

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414502)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414502  
受信日付: 2017/03/26 09:14:32

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: --

利用者メールアドレス:

提出意見:

今回の基準値設定については検討が充分かどうか疑問があります。

ネオニコチノイド系の農薬は人体への直接の影響も生態系への影響も懸念されます。今回のスルホキサフロル基準値設定の根拠をもっとわかりやすく説明してください。

疑わしきは使用自体の禁止を希望します。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354424

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414524)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414524  
受信日付: 2017/03/26 11:45:45

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」（食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

自然との共生共存。

自分で自分を苦しめない世界。

自らの種を守る、倫理と正しい行いを感じる心。

私利私欲や今の生活はとても大事だと感じる事と思います。

変えるのは難しいかもしれません。

だから出来る事からひとつずつ。。。

大丈夫だと上司、偉い身分の人から聞いて危険性を無視する事より、今はインターネットの時代。

自分が関わっている事を色々な側面から検索し、責任を持って後悔のない仕事が出来るといいなと思います。

農家の方も自分の子供や孫に食べさせられるか、是非考えて欲しいです。

まずは自分の健康の為。そして家族の為。そして地域の為、そして日本の為、そして、、、人類の為。全ては繋がって行きます。

皆で頑張って健康で安全な社会を作りましょう。

どうぞよろしくお願いいたします。

是非

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354438

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日日曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414511)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414511  
受信日付: 2017/03/26 10:01:55

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ラットを使った2年間の試験による長期暴露評価はあくまで参考にすぎず、人間を含む他の生物への影響はもっと長い期間をかけて調査をしなければ本当のところはわからないと考えます。

私たちの生活にとってなくてはならない技術であれば止むをえませんが、使わなくてもなんとかなる技術に関してはもっと慎重に判断をしていただきたい。

ちなみに、私は栽培期間中、農薬を使わずに野菜を生産しています。

健康被害による医療費の増加、破壊してしまった環境を復元するためのコストまで考えた時に、農薬を使うことによる生産コストの低減にそれほど価値があるとは思えません。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No: 0000354429

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414520)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414520  
受信日付: 2017/03/26 11:00:14

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: ████████

住所: ████████████████

氏名: ████████

連絡先電話番号: ████████

利用者メールアドレス: ████████████████

提出意見:

食の番人が健康を損なう政策を推進しないで貰いたい。

---

電子政府の総合窓口

<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No: 0000354435



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日 日曜日 12:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414527)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414527  
受信日付 : 2017/03/26 12:01:47

案件番号 : 495160437

案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : -

住所 :

氏名 :

連絡先電話番号 : -

利用者メールアドレス :

提出意見 :

日本の残留農薬の測定方法はとてもあいまいだと思います。国際基準に則り、正確に測定して下さい。  
それに伴い、日本の農作物が、人の健康を害する物とならないよう、しっかりとした態度を国民に示す事を求めます。  
よろしくお願いします。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354440

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日曜日 14:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414536)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414536  
受信日付: 2017/03/26 12:33:14

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について  
宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: —

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

- ・ 残留基準値を決めるのに、実測値ではなく経験則で行っているものがある
- ・ 検体数も基準値を大幅に下回っている

人体をはじめ、環境破壊につながる事柄なのに、余りにも安易な基準値設定であり、容認できません。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354446

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日 日曜日 18:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414557)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛に  
パブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414557  
受信日付: 2017/03/26 14:47:22

案件番号: 495160437

案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御  
意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

ネオニコ系農薬は「スルホキサフロル」の販売・使用をさせないでください。

日本で算定される残留農薬は、設定基準が主観的であいまいです。

ヨーロッパの基準を参考にしてください。

子どもの脳や神経の発達への影響(発達神経毒性)、環境ホルモン作用、複合影響などの安全性評価が十分におこなわれていません。子供への影響だけでなく、働き盛りの大人や高齢者も免疫低下などの不安を覚えます。また、ヨーロッパの国では、日本への渡航者に日本の野菜は農薬が多く使われているので食べないようにと注意喚起しているそうです。いくら和食が文化遺産になっても、日本の食材が安心安全を疑われるなら、日本への旅行者は不安を覚えるでしょう。

ネオニコ系農薬「スルホキサフロル」の販売・使用をさせないでください。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354462



## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日日曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414585)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号 : 201703260000414585  
受信日付 : 2017/03/26 22:04:50

案件番号 : 495160437  
案件名 :

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名 : 厚生労働省

郵便番号 : ████████

住所 : ████████████████

氏名 : ████████

連絡先電話番号 : ██████████

利用者メールアドレス : ████████████████

提出意見 :

ネオニコ系農薬の危険性は、今世界で問題になってきています。命に関わる食べ物に関することは特に、100%の安全が確認されないものは認めないという予防原則でいかなければなりません。経済性優先で規制を緩和するようなことがあってはならないと思います。これは子どもたちの将来、ひいては日本の将来に関わります。どんなに厳しい規制も当然だし、それがきちんと守られる条件づくりにこそ行政は力を注いで欲しいと思います。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354487

## 残留農薬 基準設定(prstnpc)

---

差出人: public-com-egov@e-gov.go.jp  
送信日時: 2017年3月26日 曜日 22:05  
宛先: 残留農薬 基準設定(prstnpc)  
件名: 【案件番号:495160437】パブリックコメントに関する提出意見の配信 (受付番号: 201703260000414584)

パブリックコメントに関する意見提出先窓口担当者 様

電子政府の総合窓口 ( <http://www.e-gov.go.jp/> ) から貴府省宛にパブリックコメントに関する意見が提出されましたので、配信します。

受付番号: 201703260000414584  
受信日付: 2017/03/26 21:27:29

案件番号: 495160437  
案件名:

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(食品中の農薬(スルホキサフロル)の残留基準設定)に係る御意見の募集について

宛先府省名: 厚生労働省

郵便番号: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED]

連絡先電話番号: [REDACTED]

利用者メールアドレス: [REDACTED]

提出意見:

農薬は体の中に取り込まれると、蓄積され、安全と言えるものは有りません。ずっと先の世代になって、影響が出ることもあります。現在、アレルギー、情緒障害などが昔に比べ増えていることはその影響があるのではと言われていいます。ましてや案件のスルホキサフロルは、これまでもその危険性が訴えられていて、世界的に規制強化の方向にある物質です。厳しく規制することを求めます。

---

電子政府の総合窓口  
<http://www.e-gov.go.jp/>

---

メール識別 No : 0000354486